

八尾市一般廃棄物収集運搬業者に対する行政処分等に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成16年八尾市条例第27号。以下「条例」という。）及び条例施行規則（平成17年八尾市規則第42号。以下「規則」という。）の規定に基づき市長の指定する大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）の処理施設（以下「処理施設」という。）へ廃棄物を搬入する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に対して行う許可取消し及び事業停止等に関して必要な事項を定めることにより、公正の確保及び一般廃棄物の適正処理を推進し、良好な生活環境を保全することを目的とする。

(指示事項等)

第2条 処理施設への搬入に係る規則第12条第2項に規定する市長が別に定めることは、次のとおりとする。

- (1) 八尾市一般廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）及び処理施設で実施する搬入物検査を拒否しないこと。
- (2) 処理施設に一般廃棄物を搬入するときは、八尾市一般廃棄物の収集運搬業の許可に関する取扱要綱第19条に規定するICカード（以下「ICカード」という。）を処分場で解除を行った後、処理施設にて搬入時及び退出時にそれぞれ計量（二度計量）すること。
- (3) 処理施設への搬入経路が指定されているときはこれを守ること。
- (4) ICカードを第三者に譲渡又は貸与、若しくは第三者から譲受け又は借用しないこと。
- (5) ICカードに記載された車両番号と異なる車両による搬入や、その他ICカードの不正使用をしないこと。
- (6) 塵芥車の後部投入口からの廃棄物の飛散・流出を防止する措置を取り、処理施設へ搬入すること。
- (7) 処理施設内では、徐行運転をすること。
- (8) 前7号に定めるもののほか、処理施設への搬入に際し本市職員及び組合職員が必要と認め指示したことに従うこと。

2 事業を行うことに係る規則第28条第11号に規定する市長が認めることは次のとおりとする。

- (1) 業務上の事故やトラブル等が起こった場合、発生日から3日以内に本市に速報を入れ、適切な措置を講じるとともに、後日、詳細について報告を行うこと。
- (2) 従業員に対し、法及びその他関係法令の教育を実施し、資質の向上に努めること。また、交通関係法令等の遵守に関する教育も行い、運行前点検等を実施すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、生活環境の保全上本市職員が必要と認め指示したことに従うこと。

(許可取消し及び事業停止等)

第3条 法第7条の4第1項第1号から第4号の規定に該当したときは、許可を取り消す。

2 法第7条の3及び法第7条の4並びに条例第38条の規定に基づく処分等の対象となる行為（以下「違反行為」という。）は別表1、別表2のとおりとする。

3 市長は、許可業者により前項の違反行為がなされた場合、必要に応じて違反行為が生じた原因やその経緯等について報告させた後、許可取消し又は事業停止を当該許可業者に対し実施するものとする。た

だし、このうち事業停止となる違反行為については、事案の故意性、反復継続性、生活環境保全上の支障、社会的影響、是正措置等について別表3の基準に照らし、事情を酌量する余地があると認められるときは事業停止日数を軽減し、又は違反点数を付す措置、若しくは改善指示書等による指導とすることができる。

- 4 市長は、前項の違反点数を付す措置をとる場合、別表2の第1類から第3類に分類される違反行為について、違反区分並びに違反点数が付される日及びその前2年間に当該区分に属する行為により違反点数が付された回数に応じて、別表4で定められた違反点数を当該許可業者に付す。
- 5 市長は、違反点数が付される日及びその前2年間に累積した違反点数に応じて、当該許可業者に対し、別表5で定める指導又は処分を行うものとする。なお、当該違反点数が付された日から2年間の経過すれば、当該行為により付された違反点数及び違反回数は消失するものとする。
- 6 第3項において違反行為が同時に別表2の複数の類区分に該当する場合は、その重い方を基準とするものとする。
- 7 市長は、第1項から第4項に規定する手続きにより事業停止を行う場合は、事業停止期間及び事業停止日を、許可取消しを行う場合は許可取消日を別途通知するものとする。

(許可取消し及び事業停止の手続き)

第4条 許可取消し及び事業停止を行おうとする場合の聴聞又は弁明の機会の付与の手続きについては、行政手続法(平成5年法律第88号)及び八尾市行政手続条例(平成8年八尾市条例第28号)、八尾市聴聞等の手続に関する規則(平成6年八尾市規則第53号)の定めるところによる。

(告発)

第5条 許可取消し及び事業停止等を行うだけでは法及び条例の目的が達成できないと認められる違反行為については、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定による告発を行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和4年5月1日から施行する。

(一般廃棄物収集運搬業者に係る不利益処分基準の廃止)

- 2 一般廃棄物収集運搬業者に係る不利益処分基準は廃止する。

(適用)

- 3 この基準の施行日を過ぎるまで市長が認識していなかった違反行為については、この基準の施行の日の前に行われた違反行為であっても、この基準の規定を適用する。

別表 1

許可の取消し（「情状が特に重いとき」に相当）：法第 7 条の 4 第 1 項第 5 号、第 6 号 法第 7 条の 4 第 2 項 条例第 38 条各号	
	違反行為
1	無許可営業（法第 25 条第 1 項第 1 号）
2	不正手段による営業許可取得（同条同項第 2 号）【条例第 38 条第 2 号】
3	無許可事業範囲変更（同条同項第 3 号）
4	不正手段による事業範囲変更許可取得（同条同項第 4 号）【条例第 38 条第 2 号】
5	事業停止命令違反・措置命令違反（同条同項第 5 号）
6	名義貸し禁止違反（同条同項第 7 号）
7	施設無許可設置（同条同項第 8 号）
8	無確認輸出〔未遂含む〕（同条同項第 12 号〔同条第 2 項〕）
9	不法投棄〔未遂含む〕（同条同項第 14 号〔同条第 2 項〕）
10	不法焼却〔未遂含む〕（同条同項第 15 号〔同条第 2 項〕）
11	再委託禁止違反（法第 26 条第 1 号）
12	法第 19 条の 3 第 1 号に基づく改善命令違反（同条第 2 号）
13	無許可輸入（同条第 4 号）
14	輸入許可条件違反（同条第 5 号）
15	不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第 6 号）
16	無確認輸出予備（同第 27 条）
17	欠格要件該当届出違反（法第 29 条第 1 号）
18	帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（法第 30 条第 1 号）
19	業廃止・変更届出義務違反、虚偽届出（法第 30 条第 2 号）
20	報告拒否、虚偽報告（法第 30 条第 7 号）
21	立入、車両検査拒否・妨害・忌避（法第 30 条第 8 号）
22	一般廃棄物処理基準違反【法第 7 条第 13 項】
23	他人への違反行為要求、依頼、教唆、幫助【法第 7 条の 3 第 1 号】
24	許可基準不適合【条例第 38 条第 3 号】
25	許可業者の施設又は能力の法第 7 条第 5 項第 3 号不適合【法第 7 条の 3 第 2 号】
26	許可条件違反【法第 7 条第 11 項、法第 7 条の 3 第 3 号、規則第 28 条】
27	市民に対する著しい迷惑行為【条例第 38 条第 4 号】
28	市長の指示の不履行【条例第 38 条第 5 号】
29	法若しくは同法に基づく処分違反〔他の違反行為を除く〕【法第 7 条の 3 第 1 号】 条例又は規則で定める事項に違反〔他の違反行為を除く〕【条例第 38 条第 1 号】

※法に罰則が規定されているものについては（）内に該当条項を記載

※関係条項を【】内に記載

別表 2

事業停止（「情状が特に重いとき」に相当しない場合）：法第 7 条の 3 第 1 号～第 3 号 条例第 38 条各号（第 2 号除く）		
	違反行為	停止日数等
第 1 類	1 無許可営業（法第 25 条第 1 項第 1 号）	事業停止 60 日以内
	2 無許可事業範囲変更（同条同項第 3 号）	
	3 事業停止命令違反・措置命令違反（同条同項第 5 号）	
	4 名義貸し禁止違反（同条同項第 7 号）	
	5 施設無許可設置（同条同項第 8 号）	
	6 無確認輸出〔未遂含む〕（同条同項第 12 号〔同条第 2 項〕）	
	7 不法投棄〔未遂含む〕（同条同項第 14 号〔同条第 2 項〕）	
	8 不法焼却〔未遂含む〕（同条同項第 15 号〔同条第 2 項〕）	
	9 再委託禁止違反（法第 26 条第 1 号）	
	10 法第 19 条の 3 第 1 号に基づく改善命令違反（同条第 2 号）	
	11 無許可輸入（同条第 4 号）	
	12 輸入許可条件違反（同条第 5 号）	
	13 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（同条第 6 号）	
	14 無確認輸出予備（同第 27 条）	
第 2 類	15 報告拒否、虚偽報告（同条第 7 号）	事業停止 30 日以内
	16 立入、車両検査拒否・妨害・忌避（同条第 8 号）	
	17 他人への違反行為要求、依頼、教唆、幫助【法第 7 条の 3 第 1 号】	
	18 許可基準不適合【条例第 38 条第 3 号】	
	19 許可条件違反【法第 7 条第 11 項、法第 7 条の 3 第 3 号、規則第 28 条】	
	20 市民に対する著しい迷惑行為【条例第 38 条第 4 号】	
第 3 類	21 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反 （法第 30 条第 1 号）	事業停止 10 日以内
	22 業廃止・変更届出義務違反、虚偽届出（同条第 2 号）	
	23 市長の指示の不履行【条例第 38 条第 5 号】	
	24 法若しくは同法に基づく処分に違反〔他の違反行為を除く〕【法第 7 条の 3 第 1 号】 条例又は規則で定める事項に違反〔他の違反行為を除く〕【条例第 38 条第 1 号】	
	25 一般廃棄物処理基準違反【法第 7 条第 13 項】	改善に必要な期間の事業停止
事業停止（「情状が特に重いとき」に相当しない場合）又は許可取消し：法第 7 条の 3 第 2 号又は法第 7 条の 4 第 2 項（前条第 2 号の部分に限る）		
26	許可業者の施設又は能力の法第 7 条第 5 項第 3 号不適合【法第 7 条の 3 第 2 号】	改善に必要な期間の事業停止 （改善が不可能な場合は許可取消し）

※法に罰則が規定されているものについては（）内に該当条項を記載

※関係条項を【】内に記載

別表 3

項目	検討基準
事案の故意性	故意性が著しいかどうか。
反復継続性	過去に文書指導等による度重なる違反行為かどうか。
生活環境保全上の支障	生活環境保全上の支障の大小、指導・指示に従い、原状回復又は適正処理等の対応を速やかに行ったかどうか。
社会的影響	社会的影響の大小、自発的に信用回復に努めているかどうか。
是正措置	再発防止の取り組みが積極的に取られているかどうか。
その他の事由	違反行為に至った経緯、廃棄物の量等

別表 4

違反回数 \ 違反区分	第 1 類	第 2 類	第 3 類
1 回目	1 5	1 0	5
2 回目	2 0	1 5	1 0
3 回目	3 0	2 0	1 5
4 回目	—	2 5	2 0
5 回目	—	—	2 5

別表 5

累積違反点数	処分等の内容
5 から 3 0 まで	警告書による改善指導
3 1 から 6 0 まで	事業停止 3 日
6 1 以上	許可取消し